

## 財団法人三鷹国際交流協会 N G O 活動助成金交付要綱

平成 8 年 11 月 14 日

要 綱 第 1 号

( 目的 )

第 1 条 財団法人三鷹国際交流協会 ( 以下「協会」という。 ) が地域の N G O の活動に対し助成を行うことにより、市民による国際協力の推進と、市民の国際化意識の醸成を図ることを目的とする。

( 助成対象の事業 )

第 2 条 助成の対象となる事業 ( 以下「助成対象事業」という。 ) は次のとおりとする。

- ・ 地域における国際協力を目的とした民間団体が行う事業で、市民レベルでの海外の被災地や援助を必要とする人々への協力・援助活動で、公的資金の援助のないもの。
- ・ 地域における国際協力を目的とした民間団体が行う事業で、日本に住む外国人居住者の援助等に関する事業で、公的資金の援助のないもの。
- ・ 地域における国際協力を目的とした民間団体が行う事業で、理事長が必要と認めた事業

( 助成金の限度額 )

第 3 条 助成金の額は、対象事業の経費の 2 分の 1 の額とし、1 件 5 万円を限度額とする。

( 助成金の交付申請 )

第 4 条 助成金の交付を受けようとする者 ( 以下「申請者」という。 ) は、財団法人三鷹国際交流協会 N G O 活動助成金交付申請 ( 様式 1 号 ) を理事長に提出しなければならない。

( 助成金の交付の決定 )

第 5 条 理事長は、助成金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等の内容を審査し、速やかに補助金の交付の可否を決定しなければならない。

2 理事長は、助成金の交付の決定をしたときは、財団法人三鷹国際交流協会 N G O 活動助成金交付定通知書 ( 様式第 2 号 ) により申請者に通知しなければならない。

3 理事長は、助成金の交付の決定に当たり、助成金交付の目的を達成するため、必要があるときは一定の条件を付すことができる。

( 計画内容の変更等 )

第 6 条 助成金の交付を受けた者は、助成対象事業の計画内容を変更、又は中止しようとするときは、あらかじめ理事長に申し出なければならない。ただし、軽微な変更については、この限りではない。

( 助成に関する調査等 )

第 7 条 理事長は、助成金の執行に関し必要があると認められた時は、助成金の交付を受けた者に対し、報告を求め、又は文書の提出を求めることができる。

(実績報告)

第8条 助成金の交付を受けた者が、助成対象事業が完了した時は、速やかに、財団法人三鷹国際交流協会N G O活動助成金実績報告書(様式第3号)を理事長に提出しなければならない。

(交付の決定の取消し等)

第9条 理事長は、助成の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- ・ 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき
- ・ 助成金を当該助成対象事業等以外の用途に使用したとき
- ・ 助成金の全部又は一部を使用しなかったとき
- ・ 前3号のほか、助成金の交付の条件またはこの要綱に違反したとき

2 理事長は、前項の規定により助成金の交付決定を取消した場合において、助成対象事業等の当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じることができる。

付則

この要綱は、平成8年11月14日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

年 月 日

財団法人三鷹国際交流協会  
理事長 殿

申請者 住所  
名称  
代表者

印

財団法人三鷹国際交流協会  
N G O活動助成金交付申請書

財団法人三鷹国際交流協会N G O活動助成金交付要綱第4条の規定に基づき  
関係書類を添えて、下記のとおり助成金の交付を申請します。

記

1 交付申請額 円

2 補助対象事業等の名称

3 添付書類

- ・ 団体の概要及び活動実績
- ・ 助成対象事業の概要及び事業計画書
- ・ 助成対象事業の収支予算書
- ・ その他

様式第2号(第5条関係)

年 月 日

住 所

名 称

代表者

殿

年 月 日付けで申請のあった標記助成金について、財団法人三鷹国際交流協会NGO活動助成金交付要綱第5条の規定により、次の条件を付して金 円を交付します。

条 件

- 1 微細のものを除き、事業計画に変更が生じた場合は、速やかに報告すること。
- 2 事業終了後は、速やかに事業実績報告書を提出すること。

様式第3号（第8条関係）

年 月 日

財団法人三鷹国際交流協会  
理事長 殿

住 所

名 称

代表者

印

財団法人三鷹国際交流協会 N G O  
活動助成事業実績報告書

年 月 日付け三国際第 号で交付決定を受けた 年 度財団  
法人三鷹国際交流協会 N G O 活動助成事業の実績を同交付要綱第8条の規定に基  
づき、下記のとおり報告します。

記

1 交付決定を受けた額 円

2 助成対象事業等の成果

3 添付書類

- ・ 助成対象事業の実績報告書
- ・ 助成対象事業の収支決算書
- ・ 領収書（写）
- ・ その他